



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	キャロル・グールドのエージェンシー論の検討：変革をもたらす個人の能力を重視したエージェンシー論を克服する手がかりとして
Author(s)	岡本，愛香
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要，147，47-64
Issue Date	2025-12-24
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.147.47
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98600
Type	departmental bulletin paper
File Information	06_1882-1669_147_4.pdf



キャロル・グールドのエージェンシー論の検討

—変革をもたらす個人の能力を重視したエージェンシー論を克服する手がかりとして—

岡 本 愛 香*

【要旨】近年の子ども・若者に関わる政策では、意見表明や参加を重要な理念として位置づける中で、変革をもたらす個人の能力を重視したエージェンシー概念が注目を集めている。しかし、変革の発生を個人の能力の側面のみで理解し、その社会的背景を十分に考慮しなければ、変革を起こすことができない場合に子ども・若者が抱える困難が自己責任として捉えられ、必要な社会的支援を求める声が十分に聴きとられない可能性がある。本稿は、変革をもたらす個人の能力を重視したエージェンシー論を克服するために、「自己発展（self-development）としての自由」との関係からエージェンシーを論じたキャロル・C・グールド（Carol C. Gould）の議論を整理することで、エージェンシーと自己発展、諸条件（物質的・社会的条件）の関係を明らかにした。グールドが論じたエージェンシーは、自己発展の実現に向けた個人の要素を表し、各人の人間存在に基づく普遍的なものである。エージェンシー概念をそのように捉えることで、自己発展の実現に向けた個人の声を尊重し、必要な諸条件を特定することができる。子ども・若者に関わる政策における意見表明や参加には、そうした自己発展の実現に向けた声を尊重する方針が求められる。

【キーワード】キャロル・C・グールド（Carol C. Gould）、エージェンシー、自己発展としての自由、諸条件（物質的・社会的条件）、意見表明・参加

1 問題の所在と課題設定

本稿の目的は、エージェンシーと「自己発展（self-development）」、諸条件（物質的・社会的条件）の関係を論じたキャロル・C・グールド（Carol C. Gould）のエージェンシー論を検討することで、変革をもたらす個人¹⁾の能力のみを重視する立場とは異なる視点からエージェンシー概念を捉え直すことである。これにより、子ども・若者に関わる政策における意見表明や参加の進むべき展望を示す。

近年、子ども・若者に関する施策では、意見表明や参加を重要な理念として位置づける中で、エージェンシー概念が注目されている。我が国の第4期『教育振興基本計画』（令和5年6月16日、閣議決定）は、「我が国の子どもたちは社会形成に主体的に参加する意識が低い」ことに言及したうえで、「自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つこと」の重要性を強調した。こうした施策は、「OECDのラーニングコンパスにおける生徒のエージェンシー（社会的な文脈の中で、変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力）の重視」と重なることが示されている（p. 11）。

このように、こども・若者の意見表明や参加に関連して言及されたエージェンシー概念は、

* 北海道大学大学院教育学院博士後期課程 学校教育論講座（教育行政学）

変革をもたらす能力の側面から子ども・若者を能動的主体として捉え、その能力の育成を施策の目標としている。

変革をもたらす能力としてのエージェンシー概念については、「活動理論 (activity theory)」を参照する立場において、個人が現実世界の対象と相互作用する「活動」を通して社会生活を組織すること、そして自らの知識や技能、意識や人格を発達させていくことに関わる個人の力として同概念を理解するものがある (山住, 2017, i)。また、木村ら (2023) は、エージェンシー論の原点と捉えられるフレイレとジルールの議論を統合的に捉えることで、不平等や不均衡が蔓延している社会・世界・自己それぞれの解放と変革に向けた能力としてエージェンシー概念を捉えている。木村らはこうした変革をもたらす能力がOECDのラーニングコンパスにおけるエージェンシー概念の中核的要素であることを主張した。こうした議論は、個人と社会の発展を一体として捉え、協働を通じた学習論を発展させるうえでは有益な知見をもたらしている。

筆者は、個人と社会の発展を一体として捉える視点としてエージェンシー概念を位置づけることには、基本的な方向性として賛同する。しかし、両者の発展を捉える際に、変革をもたらす能力としての個人の能力に焦点が当てられ、それが人間像の前提とみなされると、個体主義的な能力論や自己責任論へと収斂しかねない。例えば、前述したOECDのラーニングコンパスにおけるエージェンシー概念の定義である「変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力」[傍点は引用者]が個人の能力に還元される形で理解されれば、意見表明や参加に関する施策の課題は、そうした個人の能力の育成に焦点を当てることになる。一方、変革を起こすことができない場合には、個人が抱える困難が自己責任とみなされ、必要な社会的支援を求める声が十分に聴きとられない可能性がある。これは、子ども・若者の意見表明や参加が、変革という帰結をもたらす能力の条件によって制限される可能性があることを意味する。このように、エージェンシーを持つ個人の人間像が、変革能力を有する主体としてのみとらえられるとき、その能力を持たない者は意見表明や参加の場から排除される可能性がある。その結果として、当初意見表明や参加の促進を目的として導入されたエージェンシー概念が、逆に排除を生み出すという根本的な矛盾をはらんでいる。したがって、子ども・若者が持つ多様な声を尊重するためには、変革をもたらすために専ら個人の能力を重視する視点とは異なる立場から、子ども・若者の人間像を捉える視点が必要である。本稿は、意見表明や参加における排除をもたらす個体主義的な能力論を克服することを目指し、エージェンシー概念を再検討することを目的とするものである。

子ども・若者の意見表明や参加に関わって、変革をもたらす個人の能力を強調することについては既に複数の論者が懸念を示している。文部科学省からOECDに一時出向していた白井 (2020, 91) は、OECDのラーニングコンパスにおけるエージェンシー概念を説明する中で、逆境に置かれている子どもの場合に、その状況を克服することが自己責任として捉えられる可能性を指摘し、教育によって「厳しい状況にいる生徒がエージェンシーを発揮できるよう、きちんと支援していくこと」(Ibid.) の必要性を指摘している。しかし、白井が述べる支援とは、「基礎的なリテラシーやニューメラシー、社会・情緒的スキルなど」エージェンシーの基盤となる能力の育成を重視したものであり、個人の能力によって変革をもたらすことを重視したエージェンシー論を超えるものではない。一方、陳 (2024, 121) は、貧困の経験を持つ若者の声を聴きとるうえで、子ども・若者のエージェンシーが「ロマン主義・理想的」なか

たちで捉えられかねない点について、リスターのエージェンシー論に基づきながら論じた。ここで参照されているリスターは、社会構造（structure）によって制約を受けている個人が持つ「行為する能力（capacity to act）」（Lister, 2021, 122=179）を捉える概念としてエージェンシーを打ち出し、貧困などの背景にある社会制度に関する構造的な問題を論じている。しかし、こうした議論が、社会構造との関係においてエージェンシー概念をどのように捉え、また、「ロマン主義・理想的」なエージェンシー論をいかなる理論的根拠によって乗り越えようとしているのかは、十分に明らかにされていない。リスターの議論は個体主義的な能力論とは異なる人間像を捉える視点を提示しているものの、その理論的基盤はなお十分に展開されておらず、概念枠組みの精緻化が求められる。

そこで本稿は、個体主義的な能力論とは異なるエージェンシー概念を捉える手がかりとして、「自己発展としての自由」との関係からエージェンシーを論じたグールドの議論に注目し、エージェンシーと自己発展、諸条件の関係を解明する。グールドを検討対象とするのは、後述するように、リスターのエージェンシー論における自己発展という要素が、エージェンシーを持つ人間像の理解の基盤となっており、こうしたリスターのエージェンシーと自己発展、社会的条件（社会制度）に関する説明がグールドの議論に基づいているためである。この検討を踏まえて、子ども・若者が持つ多様な声を尊重するうえでその人間像をどのように捉えるべきか、また、今後の子ども・若者に関する政策における意見表明や参加がどのような展望によって進められるべきかを示したい。

2 リスターのエージェンシー論とその意義

まずは、意見表明や参加に関わってエージェンシー概念を用い、個体主義的な能力論とは異なる視点から論じたものとして、リスターのエージェンシー論の概要を確認したい。英国の社会政策学者であるルース・リスター（Ruth Lister）は、フェミニストの観点から論じたシティズンシップ論や貧困研究等においてエージェンシー概念に言及している。こうした文脈において、リスターのエージェンシー概念には、次の3つの特徴がある。すなわち、①権利を構築する動的な側面を捉える要素、②行動におけるエージェンシーの現われを捉える要素、③自己発展を追求する側面を捉える要素である。

(1) 権利を構築する動的な側面を捉える要素

リスターは、英国の社会制度・政策の理念としてのシティズンシップを再検討するなかで、エージェンシー概念に言及している。従来の研究では、シティズンシップとは、「ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分」（Marshall, 1950/1992=1993, 37；傍点は引用者）と定義され、その市民が持つ権利と責任を表していた。ここでの「完全な成員」とは一般に白人・成人・男性・労働者を表していたため、女性や子ども、労働市場から排除された主体は含まれていなかった。こうした従来のシティズンシップから排除された個人の権利を再検討するために、リスターは「人間のエージェンシー（human agency）」という概念に注目し、権利が構築される動的（dynamic）な側面を捉えた。すなわち、

権利の動的な構築は、法的地位としての側面だけでなく、闘争を通じて形成されるもの

として把握することで、法的地位としてのシティズンシップと社会政治的实践としてのシティズンシップとの間の対話を開く役割を果たす。ここで鍵となるのは、人間のエージェンシー (human agency) という概念であり、これはシティズンシップを積極的で参加的な実践として捉える視点と、闘争の対象となる権利の集合体として捉える視点をつなぐ役割を果たす。シティズンシップとしての実践は人間のエージェンシーの表現であり、シティズンシップとしての権利は人びとが行為者 (agents; 引用註: 以下, 断りのない限り agent(s) を「行為者」として訳出する) として行動することを可能にする (Lister, 2007, 695)。

権利が動的に構築されるこうした側面を捉えるリスターのエージェンシー概念は、主に貧困のなかにある人びとの経験を理解するために用いられてきた。英国の社会科学理論では、貧困という概念を理解するうえで、エージェンシーと構造の関係が議論の立場を左右する重要な要素として位置づけられてきた。すなわち、社会的事象の因果を捉えるうえで、どこまでが個人の行動 (エージェンシー) の産物であり、どこまでが経済的・社会的・政治的な制度 (構造) によるものであるかという問いが中心的な問題となってきた。リスターによれば、戦後英国の社会政策では、貧困状態にある人びとのエージェンシーを否認し、構造的な要因に主に焦点を当ててきた。しかし、20世紀後半になると、貧困の原因を社会的・経済的構造によるものと捉える立場と、文化や個人の行動によるものと捉える立場との間で二極化した議論が増えていき、後者の見方が急速に支配的になっていった (Lister, 2021=2023, 183-184)。

こうしたエージェンシー論の系譜において、リスターのエージェンシー論は、個人主義的なアプローチと構造主義的なアプローチという二分法を超克した「福祉の新たなパラダイム」(Ibid., 184) として位置づけられている。リスターはウィリアムズらを引用しながら、エージェンシー概念を「人が創造的で物事を熟考して再び現実に反映させるような人間存在である能力、すなわち、積極的な行為者として自身の生活を形成し、経験し、福祉政策の結果にさまざまな影響を与え、これを再構成する能力」(Williams et al, 1999, 2; Lister 2021=2023, 184 からの引用) と説明している。この概念の枠組みは、社会階層や権力関係との関連において個人を捉えたうえで、貧困状態において制約を受けながらも権利を再構成しようとする個人の力を捉えようとする点に特徴がある (Ibid.)。

(2) 社会生活における行動の実態からエージェンシーの現われを捉える要素

くわえて、リスターは、政治参加に限定されない行動からエージェンシーの現われを捉える点に特徴がある。それは、一般的な政治参加の場で個人の声を捉えるだけではなく、個人の行動の実態に注目することで、社会生活のより広い文脈において個人の声を捉えるためである。この点について、リスターは、権利の構築に向けた参加を強調しながらも、何らかの選択や制約により政治に参加しない個人をシティズンシップから排除しないために、「市民であること (to be a citizen)」と「市民として行動すること (to act a citizen)」を区別して次のように説明している。すなわち、

法的かつ社会学的な意味で市民であることは、エージェンシーや社会的・政治的参加に必要なシティズンシップを享受することを意味する。市民として行動することは、そ

の地位のポテンシャルを最大限に発揮することである。その可能性を発揮しない者は市民であることを辞めるわけではない。また、実際には参加はすべてか無か (all or nothing) というものよりも連続的である傾向があり、人生の異なる段階でより多く、またはより少なく参加する可能性がある (Lister, 2003, 42)。

リスターが社会生活における行動の実態からエージェンシーの現われを捉えた例として、貧困のなかにある個人のエージェンシーの類型を挙げることができる。リスターは、貧困のなかにある個人の行動の性質 (個人的あるいは政治的／シティズンシップに関わるもの) と、その行動の様式 (日常的あるいは戦略的なもの) という2つの軸によって、次のようなエージェンシーの4つの類型を示した。すなわち、㊦「やりくり／やりすごし」、㊧「ぬけだし」、㊨「やりかえし」、㊩「組織化」の4つである。

第一に、「やりくり／やりすごし」(個人的・日常的) は、個人的な行動として日常的に行われる貧困への対処を表している。第二に、「ぬけだし」(個人の一戦略的) は、個人レベルの行動を通じて貧困状態から脱しようとする行動である。第三に、「やりかえし」(政治的／シティズンシップにかかわるもの・日常的) は、日常生活において貧困の困難さと政策・制度による対策の不十分さを示そうとする行動である。第四に、「組織化」(政治的／シティズンシップにかかわる一戦略的) は、集団的な取り組みを通じて貧困を克服しようとする行動を表している (Lister, 2021=2023, 188-248)。こうしたエージェンシーの描写は、貧困のなかにある個人が、制約を受けながらも行動の過程で力を行行使す様子を捉える視点として位置づけられる。

(3) 自己発展を追求する側面を捉える要素

(1) (2) で確認したように、リスターのエージェンシー概念は、社会制度における①権利を構築する動的な側面に注目し、②社会生活における行動からエージェンシーの現われを捉えようとした点に特徴がある。ここで重要なのは、こうした能動的主体としての個人の側面は、個人が自己発展を達成することを目指したものとして理解されている点である。すなわち、エージェンシーとは、「個人 (individuals) を自律的で、目的意識的で、創造的な行為者 (actors) であり、選択が可能であるものとして特徴づけるために用いられる。このような行為者 (actors) の行動と選択は、自己発展 (self-development) のプロセスを構成する」(Ibid., 38)。ここでの自己発展とは、自分の目的とニーズを表現する行動を実行することによって、自分が選択した人間に具体的になること⁽²⁾を表す。ただし、人間のエージェンシーは社会的・文化的関係に埋め込まれたものであり、自己発展の達成は、個人的な目的だけではなく、集団の目的のために参加する集団的な活動の中で生じるものであることが指摘されている (Ibid.)。こうした自己発展との関連でエージェンシーを論じるうえで、リスターは、後述するキャロル・C・グールドのエージェンシー論 (Gould 1988) に理論的根拠を求めている。

(4) リスターのエージェンシー論の意義と到達点

リスターはエージェンシー概念を自己発展を追求する個人を特徴づける要素として表し、そうした自己発展のために必要となる社会的条件 (社会制度) を構築するための手がかりとして、権利の動的な側面と、社会生活における行動に現れるエージェンシーに着目した。リ

スターの社会政策論は、1980年代から2000年代の英国の福祉国家再編において社会保障制度の再構築を主張したものであるが、それは従来の社会制度への単なる回帰を意図したものではない。むしろ、貧困の経験者や子ども・若者、女性等の視点から実質的なシティズンシップを捉え直し、個人が持つ自己発展を追求する側面や実際の生活を再構成する能力に注目することで、そうした自己発展を可能にするために社会的条件を明らかにすることを目的としていた。社会保障制度を再構築するうえで、個人一人ひとりの自由と力を尊重することを強調した点に、リスターのエージェンシー論の意義がある。

一方、エージェンシーと自己発展、社会的条件の関係については、(3) で触れたように、リスター自身はキャロル・C・グールドの議論 (Gould, 1988) を簡単に引用するにとどまり、それらの理論的關係がどのようなものであるのかについては十分な議論が展開されていない。また、人間の存在論と関わってエージェンシーにどのような特徴があるのかについても、明確な説明は示されていない。しかし、後述するように、グールドの議論ではエージェンシーが権利の普遍性の根拠をめぐる議論としても展開されており、こうしたエージェンシー論の理解があってこそ、リスターによるシティズンシップや権利の議論が、法的次元にとどまらず、行為の次元や人間の存在論的次元にまで踏み込んだことの理論的必然性と正当性が担保されると考えられる。つまり、グールドのエージェンシー論の検討は、能力論や人間像の把握の問題に加え、権利論におけるエージェンシー論の意義を明らかにするうえでも重要である。このような理由から、リスターの根源的な人間把握やエージェンシー理解に影響を与えた理論的基盤を明らかにするために、次節でグールドのエージェンシー論を検討する。

3 グールドのエージェンシーの社会存在論

(1) グールドのエージェンシー論の研究背景

グールドは1970年代から現在まで活躍している米国の研究者であり、マルクスの思想哲学を理論的基盤とし、社会哲学や政治哲学の研究を行っている。米国でのマルクス研究は、1960年代中葉以降、社会主義や共産主義の意義が問われるようになったマルクス・ルネッサンスの流れにおいて著しい高まりを見せた。その特徴は、従来の米国のマルクス研究に見られたイデオロギー的偏狭さや先入観を清算し、西ヨーロッパや社会主義国のマルクス研究の吸収段階を脱却したうえで、マルクスのテキストに基づいてその思想を明らかにしようとしたことである。こうした中で、グールドの研究は、ヒューマニズムと民主主義に基づく社会主義の新たな方向性を追究したものと評価されている (平野ほか, 1980, 229)。

グールドのエージェンシー論は、2つの議論から構成される。すなわち、①マルクスの労働概念の分析に基づいてエージェンシーを原理的に考察したものと、②現代社会における民主主義の問題を論じる際に、自由のあり方を捉え直すうえでエージェンシーを論じたものである。

グールドのエージェンシー概念に関する原理的な考察は、『経済学批判要綱』(Marx, 1857-1858)におけるマルクスの労働に関する記述の分析に基づいたものである。グールドは、『『経済学批判要綱』における個人と共同体：社会存在論の哲学的研究 (Marx's Social Ontology: Individuality and Community in Marx's Theory of Social Reality)』(Gould, 1978=1980) という著作において、マルクスの社会存在論を広く哲学的伝統と対比させることで、マルクスの

社会理論の根底にある哲学的枠組みとその特質を明らかにした（平野ほか、1980、232-233）。これは、「初期マルクス」の研究で明らかにされてきたマルクス疎外論のヒューマニズムと、「後期マルクス」の研究での経済学的批判の体系性・科学性を結合し、統一的なマルクス思想を解明する試みである（Ibid., 230）。

マルクスの『経済学批判要綱』の分析から抽出されたグールドのエージェンシー論は、『民主主義の再検討：政治・経済・社会における自由と社会的協調（Rethinking Democracy: Freedom and social cooperation in politics, economy, and society）』（Gould, 1988）の第一章「自由・互惠性・民主主義（Freedom, Reciprocity, and Democracy）」において、現代社会における社会的・経済的自由の実現という主題に関連して展開されている。前述したリスターの自己発展に関するエージェンシー概念の理解は、社会的・経済的自由の実現に関するこうしたグールドの議論に依拠している。そこで本節では、リスターがエージェンシーを論じるうえで依拠していたグールドの『民主主義の再検討』における自由論の概要とエージェンシー概念に関する記述を確認したうえで、その議論の元となっている『『経済学批判要綱』における個人と共同体』を確認し、エージェンシー、自己発展、および諸条件の関係を捉えた原理的な視点を明らかにしたい。

（2）自由を構成する2つの要素：能力としての自由と自己発展としての自由

グールドは、20世紀において高まった自由と平等の拡大要求に応えるうえで、市民的自由と政治的権利を重視した古典的自由主義理論には限界があると指摘している（Gould, 1988, 35-36）。すなわち、自由を単に外部からの制約の不在として捉え、それを選択や意志の能力の問題とみなすことは、自由の実現において必要な手段が利用可能でなければならないという補完的な条件を考慮することができない。社会的・経済的自由への制約は、個人の行動に対する直接的または強制的な支配だけとは限らず、自由を達成するための物質的・社会的条件が不足する場合もある。こうした問題意識から、グールドは、外的制約が存在しない消極的自由と、自己の目的を達成するための積極的自由の不可分な関係を踏まえて自由の在り方を捉えることを主張した（Ibid., 40-42）。

グールドの自由の在り方に関する中心的な主張は、自由の実現を理解するためには、それを構成する次の2つの要素を捉える必要があるというものである。すなわち、第一に、能力としての自由（freedom as capacity）という要素であり、第二に、自己発展という形態におけるこの能力の行使としての自由（freedom as the exercise of this capacity in the form of self-development, 以下「自己発展としての自由」と記す）という要素である（Ibid., 45）。

能力としての自由は、「複数の選択肢（alternatives）から選択するという、人間の行動の根本的な特徴を表す。そうした選択は、行動の構成的特徴であり、その行動の意図性や目的性として現れる」（Ibid., 45）と定義されている。ただし、自己発展と区別された自由の能力（the capacity for freedom）は、抽象的なものと捉えられ、すべての行動が選択を伴うという事実のみを示すにすぎない。これは、どの選択が自己発展に寄与するかを具体的に示すものではなく、選択の存在そのものを前提とするにとどまる（Ibid., 46）。したがって、こうした自由に関する選択が実行可能であるためには、必要な物質的および社会的条件が利用可能であることが求められる。例えば、物質的条件には、生存手段、労働手段、余暇活動の手段が含まれ、社会的条件には、協力的な社会的交流の形態、各自の自由なエージェンシーに対する相互承

認、訓練や教育など社会制度へのアクセスが含まれる (Ibid., 41)。

自己発展について、グールドは、「人間の行動が本質的に選択と意図性を伴うという特性を前提」としており、「人間が実際に認知的、社会的、またはその他の方法で発展し、自己を変革し、少なくともある程度において自らの目的を実現する」ことを明白な事実として確認した (Ibid., 46)。自己発展の自由は、単に選択や孤立した行動への従事ではなく、自らの目的や必要に即した行動を遂行することによって、自ら選び取った人間へと具体的になっていく過程を表している。これは、自由を形成的なプロセス、すなわち陶冶過程として理解できる。ただし、グールドによれば、自己発展は先述のように個人の孤立した選択や行動によって実現されるものではない。すなわち、「自己発展は、必ずしも単一の見通しが立った目的 (end-in-view) や人生の目標が存在しなければならないことを意味するわけではない。なぜなら、目標や人生設計は変化しうるためである。この自己発展のプロセスは、新たな能力形成と、既存の能力の洗練と強化からなる。このプロセスにおいて、個人は行動の幅や社会的交流の幅を広げ、特定の行動様式や社会的関係の質を強化したり改善したりする」 (Ibid., 47)。このことから、自己発展としての自由とは、行動を通じて自らの目的を実現する自由だけではなく、社会的交流や社会的関係をよりよいものにしていく自由として理解される。この点で、グールドの自己発展という概念は、アリストテレスのような本質論的な自己実現 (self-realization) や、急進的な個人主義的な概念としての自己実現 (self-actualization)、自己充足 (self-fulfilment) とは区別されている (Ibid., 36)。

こうした自由を構成する2つの要素の区別により、グールドは、実現という側面から自由を捉えたうえで、自由な選択の行使や行為者の行動という可能性・能力の側面を、自己発展と関連付けて論じている (Ibid., 35-36)。すなわち、自由概念は、選択だけではなく、物質的・社会的条件へのアクセスや、支配からの解放、計画の実現、能力の育成、時間をかけた人格形成といった概念を含むものとして捉えられると主張されている (Ibid., 58)。本節冒頭で示したように、古典的な個人主義理論においては自由が外的制約の不在として理解されてきた。これに対し、グールドの自由の可能性と実現という区別は、自由の実現という要素を理論的に提示したうえで、それと抽象的な能力としての自由との関係を捉えることで、従来の自由論の限界を乗り越える視座を示している。

(3) 自由の実現に向けた能力と権利の平等性と、それを支えるエージェンシーの普遍性

以上のように、グールドは自由を個人の選択と自己発展という2つの要素から捉えることで、自由の実現に焦点を当てた自由論を展開している。それでは、個人が自由を実現するための諸条件を等しく要求できる根拠は何か。

グールドは、能力としての自由を人間のエージェンシーの普遍的な特徴として捉えながら、自由の実現に向けた能力の平等性を次のように導いている。

これ (引用者註：すなわち能力としての自由) は、行動の基本的な特徴としての自由な選択の概念であり、そのような行動の意図性あるいは目的性に現れるものである。それは人間の行動の構成的特徴である。したがって、このような自由な選択は、人間のエージェンシーの普遍的な特徴であり、全ての人間が人間であるということに基づいて持っている特徴であると言える。先に述べたように、このような自由な選択は、自己発展の

能力 (capacity) ⁽³⁾ として理解されるべきであり、そのような選択をすることによって、人は目的を実現し、自己を発展させるのである。もちろん、この能力 (capacity) の発揮の仕方は個人によって異なるだろうが、そのような違いを除けば、すべての人間が等しく持っている抽象的な能力 (capacity) として語ることができる。つまり、自由な選択と定義されるこの能力 (capacity) は、その行使の仕方がいかに異なろうとも、自己発展のための能力そのもの (the bare capacity) であるため、この能力 (capacity) には個人間で程度や種類の差はありえないのである (Ibid., 61)。

このように、能力としての自由は、人間の行動の構成要素、すなわち人間のエージェンシーの普遍的な要素によって特徴づけられている。能力が発揮された結果としての行動の内容は個人によって異なるものの、そうした行動を選択する能力は、すべての人びとが平等に持つものである。

自由の実現に向けた能力の存在が普遍的であることは、自由の達成のために必要な諸条件に対する権利を誰もが平等に持っていることを示唆している。自己発展の実現に向けた諸条件に対する権利の平等性について、グールドは次のように説明している。

このように、人間はみな等しく行為者であり、さらに、自己発展としての完全な、あるいは具体的な自由 (自由の第二の意味) には諸条件が必要であるため、どの行為者も他の行為者よりも多くの諸条件に対する権利を持つことはない (引用者註：すなわち、すべての行為者が同等の権利を持つ) ということがまずは (*prima facie*) 成り立つ。したがって、自己発展の諸条件を利用する権利は、一応 (*prima facie*) 平等であると言える。では、どの個人も他の個人よりもこの諸条件に対する権利を有していないと主張する根拠は何かというと、第一に、自己発展のためのエージェンシーあるいは能力 (capacity) そのものに関して、個人間で区別をすることはできないということである。この見解に対する反論として考えられるのは、行為者には自由に対するさまざまな能力 (capacity) があり、それゆえ彼らの権利はその能力 (capacity) に見合ったものであるべきだということである。これに対して私は、自己発展のための一般的な能力 (capacity) と、個人で明らかに異なる特定の才能や能力 (ability) とは区別する必要があると主張したい。ある個人が他の個人より音楽的、あるいは運動的な能力において優れていると主張することは理にかなっているかもしれないが、それは自己発展のための一般的な能力とは区別されなければならない。自己発展の諸条件に対する平等な権利との関連で、この能力の差の問題をより詳細に論じることは、後の章の主題である (第5章を見よ) ⁽⁴⁾。

第二に、すべての人が等しく行為者であり、自己発展というエージェンシーを発揮するために必要な諸条件に対する平等な要求があるという議論は、自己発展の能力 (capacity) を有するだけでは自由の実現には十分ではないという事実から導かれる。むしろ、この能力 (capacity) は具体的な行動の中で発揮されなければならず、それには物質的・社会的条件が必要である。このようにして自由を実現するという規範的要請は、先に論じたように、人間の活動そのものの本質に規定されている。しかし、そのような自己発展のための諸条件が利用できなければ、この要請 (imperative) は空虚なままである。したがって、諸条件を要求する力は、この要請から部分的に派生するのである。

そして、この要請は各行為者にとって等しく成り立つものであるため、諸条件に対する各行為者の主張もまた、まずは (*prima facie*) 等しいのである (Ibid., 61-62; 斜体は原文、傍点は引用者)。

自己発展の実現に向けた権利の平等性を説明するうえで、グールドは人間のエージェンシーを、行動の形式や内容に関わらずすべての人が持っている普遍的な要素として言及している。こうしたエージェンシーという普遍的な要素に基づいてすべての個人が等しく行為者であることを確認することで、グールドは、その自己発展のために必要な諸条件を要求することができるという平等性を示した。

エージェンシーの普遍性に基づきながら自由の実現のために必要な諸条件を平等に要求することの正当性を導いたグールドの主張は、権利の根拠や正当性に関する自然主義的な経験論や義務論と対比されている。この文脈でグールドは平等権に関する議論としてロナルド・ドゥオーキン (Ronald Dworkin) とアラン・ゲワース (Alan Gewirth) を取り上げ、自身の立場をこれら2人の論者とは異なることを論じている (Ibid., 67-70)。そこで、ここではグールドの説明を基にこれらの議論とグールドの議論の違いを確認したい。

まず、ドゥオーキンについて整理する。ドゥオーキンは、平等権を論じるうえで、平等な扱いへの権利 (right to equal treatment) と平等な扱いとしての権利 (right as equal treatment) を区別している。すなわち、平等な扱いへの権利は「他の誰でもが持っている、あるいは与えられているのと同じ財や機会の分配を受ける権利」であり、平等な扱いとしての権利は「これらの財や機会がどのように分配されるかに関する政治的意思決定において、平等な配慮と尊重を受ける権利」を表す (Ibid., 67-68)。

以上のように平等権を区別したうえで、ドゥオーキンは、平等な扱いとしての権利を平等な扱いへの権利よりも根源的な権利として位置づけた (Ibid., 68)。ドゥオーキンによれば、政治的な自由への一般的な権利 (general right to liberty) は存在せず、基礎的権利としての自由 (freedom as a fundamental right) という一般的な認識は誤りである。ただし、政治的な自由の権利は平等性から派生したものであるため、政治的自由と平等の関係を正しく理解すればこれらの間には矛盾 (conflict) は存在しない。ここでのドゥオーキンの立場は、権利に関する議論を政治的道徳 (political morality) の文脈で展開することであり、平等権に対して他の権利が派生する究極的な根拠を見出していなかった。こうしたドゥオーキンの見解に対し、グールドは、平等的な権利は個人の平等なエージェンシーに由来すると主張し、自由こそが権利の根本的な根拠であり、平等な権利そのものが行為者の平等な自由に基づくことを主張した (Ibid., 68-69)。

次に、ゲワースについて確認する。ゲワースは、個々の行為者が自らの行動のための必要条件として要求すべきものという説明から人権を導き出すことを提案した (Ibid., 69)。ゲワースの主張は、権利の根拠を論じるうえで、行為者自身の「内的な志向的視点 (internal, conative perspective)」という、自由と福祉への権利を行為者なりの思慮に基づいた必要物 (as a matter of prudential⁶⁾ necessity) として要求せねばならない領域から、道徳的領域へと移行させるというものである。ゲワースが述べる道徳的領域では、各個人は、自己矛盾を承知のうえで、他の人間主体が有する自由と幸福の権利を認めなければならない。ここでのゲワースの立場は、自由と福祉への権利を一般的な権利として特徴づけ、個人が自らの権利を一般

的なものと認めるには、この認識が同様に他の主体に対しても適用されねばならないことを主張するものであった。

しかし、グールドによれば、こうしたゲワースの主張は既に、自己の目的を追求する中で慎重に行動する個々の行為者に関するゲワースの説明以上のものを、エージェンシーの概念に含めることになる。というのも、行為者が主張する権利が一般的な権利であるならば、それはすでに最初から道徳的であり、その普遍化可能性は行為者がおそらく思慮深く行動しているに過ぎないときに保証されるためだ。この点で、グールドは、ゲワースの議論が最初から権利の道徳的地位を前提としており、循環論法に陥っていると指摘した (Ibid., 70)。これに対してグールドは、「行為者の自由をそのエージェンシーの必要条件ではなく、むしろ構成的特徴とみなす」(Ibid.) と述べたうえで、このエージェンシーを行使する権利の承認は、個人の「内的な志向的視点」から見た成功した行動に必要な要素に基づくものではなく、むしろエージェンシーの存在論的特徴、すなわちエージェンシーや行為者の本質に基づくものであると主張した。

(4) グールドのエージェンシー論の基盤：マルクスの労働論における因果

以上の整理から、グールドはエージェンシー概念をすべての個人の人間存在に基づく普遍的な要素として理解していることが明らかになった。こうしたエージェンシー論は、マルクスが『経済学批判要綱』で展開した労働概念の分析から得られた社会発展の因果 (cause) についての知見に基づいている (Gould, 1978, Chap. 3)。ここでは、その議論の内容を確認し、エージェンシーの存在論に関する原理的な視点を改めて確認したい。

グールドによれば、マルクスのアプローチは伝統的な因果性 (causality) の問題を根本的に変容させている (Gould, 1978, 69=98)。従来の因果性の問題は、事物や状態に至る経過を捉える問題として提起され、人間の行動についてのこうした説明は、因果関係にしたがうものとしてか、あるいはそれを超えるものとして定位されていた。また、マルクスの「個人は社会的諸関係の総体である」というフォイエルバッハについての第6テーゼに照らして言えば、個人として、あるいは社会として特徴づけられるような存在論的に独立な実在体は存在せず、ただ諸関係の体系だけが存在するという見解があった (Gould, 1978, 31=56-57)。これに対してグールドは、個人を社会的諸関係に対して従属的と捉えるのではなく、マルクスが実在的 (real) な諸個人と実在的な諸関係の両方の存在論を展開していることを強調したうえで (Gould, 1978, 31=57)、「マルクスは因果性の問題を人間活動 (human activity) そのものの領域のなかに設定している」(Gould, 1978, 69=98) と主張した⁶⁾。

個人の存在論を従属的ではなく実在的なものとして捉えるグールドの認識は、マルクスが『経済学批判要綱』において言及した「agency/agent(s)」に由来する。実際、『経済学批判要綱』のドイツ語版を確認すると、マルクスが資本や商品の形成において労働が因果性であることを説明する中で、複数の経済学者による英語文献を参照しながら「agency/agent(s)」⁷⁾という言葉に言及していることがわかる (Marx, 1857-1858, 479, 509, 582, 636, 674, 733)。例えば、マルクスは英国の経済学者であるジョン・ウェード (John Wade) の議論の引用しながら、労働が資本を形成する因果性であることを次のように説明している。

<ジョン・ウェード『中間階級及び労働階級の歴史』第3版、ロンドン、1835年 (ノート、

20頁)では次のように述べている。「労働とは、資本が賃金、利潤、収益を清算するための作用因 (agency) である」(p. 161)。「資本とは、蓄積された産業であり、新たな同等の形態に発展するためにされるものである。それは集合的な力である」(p. 162)。資本は文明の別名に過ぎない。労働のすべての生産力、すなわちその強度を決定し、広範な実現の程度を決定するものと同様に、労働者の結合 (association) ——労働の生産性の基礎的条件としての協力と分業——は、資本の生産力として現れる (Marx, 1857-1858, 479=1974, 584-585; 下線は引用者)。

グールドは、人間のエージェンシー^⑧ (human agency) をこうしたマルクスの労働概念から捉えることで、因果性を個人の行動の領域に位置づけている (Gould, 1978, 80-81=110)。このマルクスの労働論に由来するグールドの因果性の認識は、次の3つの要素から捉えられる。すなわち、第一に、エージェンシーだけが社会発展の原因であること、第二に、個人を取り巻く諸条件は、行為者の目的を実現するための一連の可能性を提供するものであること、第三に、エージェンシーは因果的 (causal) であり、他のものから引き起こされたもの (caused) ではないことである。

まず、エージェンシーが社会発展の原因であることについて、グールドはマルクスの労働概念を4つの次元に整理したうえで次のように議論を展開している (Gould, 1978, 76-81=106-110)。ここでの4つの次元とは、①目的「原因」、②作用的「原因」、③形相的「原因」、そして④質料的「原因」である (第一のテーゼ)。①は行為者の目的を体現したものであり、②は事物に変化をもたらすものである。③は対象を有用なものにし、人間の目的に適合させるために形作る形相的な側面を表す。そして④は、対象的条件もしくはその前提としての形態化の活動にとって役に立つもの、すなわち原材料および労働用具という対象化された労働を表す。グールドによれば、マルクスの労働は、目的に即したもので (①)、形態を与え (③)、因果的に作用する活動であるだけでなく (②)、対象化された労働、すなわち、次の労働活動のための物質的条件でもある (④)。この点で、労働は上記の4つの次元を統一する総合的活動である (第二のテーゼ) (Gould, 1978, 79-80=109)。こうした対象化された労働と現在の労働の関係について、グールドは「人間のエージェンシーだけが、あるいはマルクスが労働と呼ぶものだけが因果的なものとみなされる」(第三のテーゼ) と主張した (Gould, 1978, 80-81=110)。すなわち、対象的諸条件は次の労働の前提であり、一連の可能性を表すものであるが、それは、自己の目的の実現のために考慮に入れるかぎりにおいて労働活動の諸条件になる。この点では、労働の目的「原因」が他の原因に対して主導性を持っていることが指摘できる。

次に、グールドは、諸条件を個人の目的を実現するための一連の可能性を提供するものとして説明した。グールドによれば、「人間のエージェンシーだけが因果的である (causal) という認識は、結果するものに対して諸条件が何も寄与しないということではない。マルクスにとって、行動に関する完全な説明はその行動の環境もしくは諸条件に対し言及することが必要である。諸条件は行為者の目的の実現のための一連の可能性を提供する。また一定の諸条件が欠ければ、所定の目的の実現は一層困難になったり、あるいは不可能になったりする」(Gould, 1978, 83=113)。しかし、諸条件はそれ自体が原因ではなく、「行動のための諸条件としてみなされるものは行為者の目的に依存する」(Gould, 1978, 83-84=113) 点が強調されて

おり、労働の目的が因果性の基盤となる次元であることが分かる。

以上の因果性に関する2つの点の整理から、グールドがエージェンシーを社会発展の因果性とみなしていたことが確認された。諸条件は、行為者の目的を実現するための一連の可能性を提供するものである。しかし、エージェンシーが人間存在に基づく普遍的な要素であるためには、それが過去の労働の産物である対象化された労働に関わらず普遍的に存在するものであることが示されなければならない。この点について、グールドが展開したマルクスの労働概念に由来する因果性の第三の要素である「エージェンシーが因果的であり、他のものから引き起こされたものではない」という点について確認したい。

グールドは、自己の発展を論じる際に、エージェンシーが過去の労働に関わらず因果的であることを説明している。自己の発展におけるエージェンシーの因果性については、グールドはマルクスの労働概念に基づきながら自由の存在論を考察する中で、前節までに確認したグールドの自由論の基礎となる定式を導き出している。すなわち、活動をとおして自己を実現する能力としての自由とこの能力を行使することによって実現される自己実現としての自由 (freedom as the self-realization) という二つの要素である (Gould, 1978, 112-113=144)。こうした自由の概念化に関連して、マルクスの自己実現という概念については次のように説明されている。すなわち、「行為者の目的を実現する新たな対象の創造のこの過程において、行為者は同時に自己自身を創りだし、また変革する。すなわち、労働を通じたその目的の実現の中で行為者は新しい力能と技能を開発し、また自己自身のなかにこれらの新たな力能を認知するようになる」(Gould, 1978, 75=104)。こうしたマルクスの対象化のモデルは、社会的諸関係の生産がなされると同時に、諸個人が自らの社会生活を自らの生産物として創造することを表している。なお、マルクスの自己実現という概念は、グールドによって自己発展⁹⁾と言い換えられており (Gould, 1978, 120, 126=152, 158)、これが後のグールドの自由論 (Gould, 1988, Chap. 1) の原型となったことが考えられる。

グールドによれば、行為者の目的を実現する過程で自己を発展させることは、事物を変える行動とは異なり、過去の行動の結果としてみなされるものではない。この点について、グールドは、マルクスの自己実現の概念における創造的な側面に焦点を当てた自己創造 (self-creation) について説明する中で、将来の活動が過去の行動の産物に従属するものではないことを次のように説明している。すなわち、

しかしながら、これまでのような事物を変える場合とは異なり、自己創造ないし自己変革の場合は、行為者と行為者自身との間での、行為者が自己の先に行った諸行動の結果とみなされるような因果関係として考えられてはならない。このように考えることは、自己自身をたえず再創造していく、あるいはマルクスの見事な言い方では、「既成の尺度を持たない」(p. 421)、もしくは「生成の絶対的運動」(p. 421) である行為者の自由を否定することになろう。むしろ私はマルクスの対象化による自己創造の観念は伝統的な自己創造ないし自己規定の諸々の見解から区別されるべきだ、といたい。というのは、そのような見解においては、行為者はいかなる外的原因の産物でもないけれど、行為者の現在の活動は過去の行動の結果として見える。そこではただそうした連鎖のなかの最初の原因だけが自由であり、将来の行動は全て過去の行動によって規定される。そうした見解に立つと、現在の活動は諸々の選択可能なものから選択する自由ではない。エー

ジェンシーは自由に因果的であるから、このエージェンシーを引き起こされたものとしてみなすことはできない。まして、自己原因づけられたものとしてみなすことなどなおさらできない。むしろ自己創造は、行為者が自己の因果的行動を通じて新しい選択と目的および新しい行動様式などの諸可能性を示す新しい諸条件を創造する過程を含んでいる。さらに、行為者が変えられたと言われうるのはただ新しい活動様式を経験するなかでだけである (Gould, 1978, 85-86=115; 下線は引用者)。

本節で整理したグールドのエージェンシー概念に関する原理的な説明を踏まえると、エージェンシー概念を人間存在に基づく普遍的な要素として捉えるグールドの視点は、次のように整理することができる。すなわち、グールドがエージェンシーに着目して理解するマルクスの労働概念においては、行為者の労働の目的という次元が主導的な性質を持ち、この目的が考慮されることによって、対象化された労働は諸条件となる。諸条件はその目的を実現するための一連の可能性を提供するものであり、その不足は目的の達成を阻むものであるが、それは個人のエージェンシーが因果をもたらし側面を損なうものではない。さらに、マルクスの自己実現 (Gould (1988) では「自己発展」) の過程において、エージェンシーは過去の行動の結果に関わらず因果的であるとみなされる。このように、労働の目的を社会発展の因果性と捉え、エージェンシーを過去の労働の産物である対象化された労働に関わらず因果的であるとみなす視点から、エージェンシーを人間存在に基づく普遍的な要素としてみるグールドの立場が導かれる。

4 まとめと考察

本稿は、グールドのエージェンシー論を整理することで、エージェンシーと自己発展、諸条件 (物質的・社会的条件) の関係を解明した。ここでは、分析によって得られた知見をまとめたうえで、意見表明や参加を推進するうえで子ども・若者の人間像をどのように捉えるべきか、また、子ども・若者に関する政策における意見表明や参加の展望をどのように描くかについて論じたい。

グールドのエージェンシー概念は、現代社会における自由と平等の拡大要求に応えるために、自由概念を再検討する中で言及された。グールドによれば、自由とは、能力としての自由と、その能力の行使による自己発展としての自由という2つの構成要素から捉えられる。ここで言及されたエージェンシー概念は、行為者の人間存在に基づく普遍的な要素であり、各人が自己発展を実現するための平等な能力と平等な権利を持つことを裏付ける要素として説明された。

人間存在に基づいた普遍的な要素としてエージェンシーを捉えるグールドの原理的な視点は、マルクスの労働概念の分析に基づいた因果に関する認識に基づいている。グールドは、マルクスが個人の労働の目的を社会発展の根源的な因果性として捉えていたことに注目した。個人を取り巻く諸条件は、労働の目的を実現するための一連の可能性を提供する。しかし、そうした諸条件とみなされるものは行為者の目的に依存しており、エージェンシーだけが社会発展の原因である。また、自由な自己発展を実現するうえでも、エージェンシーは諸条件に関わらず因果的であるとみなされる。グールドの主張は、個人の目的によって対象化され

た労働が諸条件となるという点でエージェンシーが因果的であり、個人を取り巻く諸条件に関わらず人間はみなエージェンシーを持っているというものである。

以上のようなグールドのエージェンシー論の特徴を踏まえると、リスターが言及したエージェンシーと自己発展、社会的条件（社会制度）の関係は、個人の人間存在に基づく普遍的なエージェンシーを認めることで、その自己発展の実現を目指した社会的条件を要求できることを導くものであると理解することができる。リスターのシティズンシップや権利の議論は、エージェンシー概念がこのように権利の普遍性の根拠を与える点に注目し、それを理論的基盤として受容したものと理解することができる。この点において、個人の行動の目的として自己発展の実現に注目する観点は、意見表明や参加からの排除をもたらしう個体主義的な能力論によるエージェンシー論を克服する手がかりとして位置づけることができる。

こうしたエージェンシー論を踏まえれば、子ども・若者という人間像を次のように捉え直すことができる。すなわち、どのような社会的背景を持つ子ども・若者にも自己発展の実現という各人に固有の目的があり、自己発展を追求する力を裏付けるエージェンシーがある。こうしたエージェンシーを認めることで、個人の自己発展を実現するために必要な諸条件を特定することができる。一方、OECDのラーニングコンパスのようにエージェンシーを変革をもたらし個人の能力として理解する立場は、上記のような自己発展の実現という個人の目的の要素を捉え損ねているため、必要な社会的支援を考慮することができない。したがって、変革をもたらし能力の高さに関わらず子ども・若者の声を聴きとり、子ども・若者が抱える困難に対する社会的支援を適切に構想するためには、自己発展の実現という個人の目的に焦点を当てて意見表明や参加を推進していく必要がある。

最後に、今後の子ども・若者に関する政策における意見表明や参加の展望について、本稿におけるグールドのエージェンシー論の検討から次の2点が指摘できる。第一に、意見表明や参加の場において、子ども・若者の声を変革という帰結をもたらし能力の高さによって制限されないようにするためには、自己発展としての自由に関わって普遍的に存在するエージェンシーを尊重することが求められる。つまり、子ども・若者の声を聴きとるうえで、変革をもたらし個人の能力の高さよりも各人の自己発展を追求する自由を重視し、子ども・若者一人ひとりが固有に持つ目的や考えを捉える必要がある。第二に、こうした自己発展としての自由を追求する力であるエージェンシーを普遍的なものと捉えたうえで、その実現に向けた諸条件の整備を目指して、子ども・若者一人ひとりの声を聴きとる仕組みを形成する必要がある。これは、子ども・若者の意見表明や参加を変革をもたらしするための一時的な取組として位置づけるのではなく、すべての個人が持つ自己発展に向けた声を聴き取り、社会的条件の整備につなげていくことの重要性を示している。以上のように今後の子ども・若者政策は、変革をもたらし能力の育成よりもこうした自己発展としての自由に重点を置いて政策の方針を検討していくことが求められる。

謝辞

本研究はJSPS科研費25KJ0494の助成を受けたものです。

註

- (1) 本稿では「個人」を社会構造 (structure) と対比させた言葉として用いており、単数・複数で区別したのではない。ここでは英語表記での「Individual(s)」を「個人」として訳出している。
- (2) 原文は次の通り。「… 'of concretely becoming the person one chooses to be through carrying out those actions that express one's purposes and needs'.」(Lister, 2003, 38)。
- (3) グールドの議論では、明確な説明はないものの、能力をあらわす「capacity」と「ability」という概念が使い分けられている。例えば、本文61頁 (Gould, 1988, 61)を確認すると、前者は選択や自己発展などの行為を行ううえでの可能性を表しており、後者は才能や技術、技能の観点から能力を捉えていることがわかる。そこで本稿では、「capacity」と「ability」の両者をひとまず「能力」と訳出したうえで、括弧書きで原語を併記する。
- (4) 以上の引用部分について、原文は次の通り。「Since human beings are all equally agents in this way, and further, since their full or concrete freedom as self-development (the second sense of freedom) requires conditions, it follows *prima facie* that no agent has more of a right to these conditions than does any other. Thus there may be said to be a *prima facie* equal right of access to the conditions of self-development. The basis, then, for arguing that no individual has more of a right to the conditions than any other is, in the first place, that no distinctions can be made among individuals with respect to their agency or their bare capacity for self-development. A possible counterargument to this view is that agents have differing capacities for freedom and that therefore their rights should be commensurate with their capacities. Against this I would argue that a distinction needs to be drawn between the general capacity for self-development and the particular talents and abilities in which individuals may clearly differ. Though it may make sense to claim that one individual has a greater capacity for musical or athletic development than another, this must be distinguished from the general capacity for self-development as such, which, I will argue, provides no basis for discrimination among individuals. The fuller discussion of this question of differential capacities in relation to equal rights to the conditions of self-development is the subject of a later chapter. (See Chapter 5)」
- (5) 辻 (2016, 註7) によれば、ゲワースは「prudential」と「moral」を対比的に用いており、前者が自分一個の視点から判断される主観的な規範を表すのに対し、後者は二者以上の人びとの間で成り立つ間主観的な規範を表している。こうした理由から辻は「prudential」に「それなりの」や「行為主体なりの」という訳を当てているが、「思慮に基づいた」や「処世的な」と訳される場合も多いという。以上の辻の指摘を踏まえて、本稿では「prudentially」を「行為者なりの思慮に基づいた」と訳出した。
- (6) 国内のマルクス研究においてグールドの研究に言及したものとしては、小林 (1985) と嶋崎 (1995) が挙げられる。グールドのマルクス研究については、小林 (1985, 32) は、労働における相互作用を要に据えた自由と正義の社会的存在論を論じたものとして注目し、それが「日本で脚光を浴びている物象化論に対応するもの」として評価している。また、嶋崎 (1995, 146) は、「具体的諸個人の存在論的一次性」という立場がグールドの研究の特徴であると述べている。しかし、両者はグールドの議論に簡単に触れるのみで、それ以上の言及は管見の限りはない。
- (7) 高見訳によれば、ドイツ語版での「agency／agent(s)」の表記は「作用因」または「働き」と訳出されている (マルクス, 1961, 525, 560, 643; マルクス, 1962, 703, 744-745, 816)。
- (8) 平野ほか (1980) の訳書では、「human agency」を「人間行動」と訳出している。しかし、この場合、「agency」と「action」の区別がつかなくなる。また、リスターの訳書 (Lister, 2021=2023) やOECDのラーニングコンパス等、「agency」を一般的に「エージェンシー」と訳出されていることから、本稿では「エージェンシー」という表記を用いる。
- (9) グールドは、マルクスの自己実現という概念を複数の言葉によって言い換えている。例えば、概念の性質に着目した用語として、自己創造 (self-creation) や自己変革 (self-change, self-transformation),

自己構成 (self-constitution), 自己超越 (self-transcendence), 自己発展 (self-development) が挙げられる。これらの用語の概念的な区別については特に示されていない。

参考文献

- 陳勝, 2024, 『当事者が語る「貧困とはなにか」: 参加型貧困調査の可能性』北海道大学出版会。
- Gould, C. C., 1978, *Marx's Social Ontology: Individuality and Community in Marx's Theory of Social Reality*, The MIT Press. (平野英一・三階徹訳, 1980『『経済学批判要綱』における個人と共同体: 社会存在論の哲学的研究』合同叢書。)
- Gould, C. C., 1988, *Rethinking democracy: Freedom and social cooperation in politics, economy, and society*, Cambridge Univ. Press.
- 平野英一・三階徹, 1980, 「訳者あとがき」キャロル・C・グールド『『経済学批判要綱』における個人と共同体: 社会存在論の哲学的研究』合同叢書, 227-243。
- 小林秀雄, 1985, 「マルクスの労働論: 哲学的・社会学的側面をめぐって」『香川大学一般教育研究』27, 29-55。
- 木村優・一柳智紀, 2023, 「解放と変革の力としてのエージェンシーを再考する」『教師教育研究』15, 411-418。
- Lister, R., 2003, *Citizenship: Feminist Perspectives (2nd edition)*, New York: Palgrave Macmillan.
- Lister, R., 2007, 'Why Citizenship: Where, When and How Children?,' *Theoretical Inquires in Law*, 8(2): 693-718.
- Lister, R., 2021, *Poverty (2nd edition)*, Cambridge: Polity Press. (松本伊智朗監訳, 2023『【新版】貧困とはなにか: 概念・言説・ポリティクス』明石書店。)
- Marshall, T. H., 1992/1950, 'Citizenship and Social Class,' In: Marshall, T. H. and T. Bottomore, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press: 3-51. (岩崎信彦・中村健吾訳, 1993, 『シティズンシップと社会的階層: 近現代を総括するマニフェスト』法律文化社, 1-130。)
- Marx, K., 1857-1858, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie*, published by Dietz Verlag Berlin, in 1953; for 2nd edition, in 1974. (translated in Nicolaus, M., 1973, *Grundrisse: foundations of the critique of political economy* (rough draft), Pelican Books.; 高見幸二郎監訳『経済学批判要綱』Ⅲ (1961), Ⅳ (1962) 大月書店。)
- 嶋崎隆, 1995, 「唯物論・弁証法・自由をめぐる諸問題: 社会主義体制の崩壊とヘーゲル・マルクス関係」一橋大学研究年報『人文科学研究』32, 111-188。
- 白井俊, 2020, 『OECD Education 2030プロジェクトが描く教育の未来: エージェンシー, 資質・能力とカリキュラム』ミネルヴァ書房。
- 辻健太, 2016, 「人間本性による生存権の基礎づけは可能か: アラン・ゲワースの道徳的人権論の意義と限界」早稲田政治公法研究112, 19-38。
- Williams, F. and J. Popay, 1999, 'Changing Paradigms of Welfare' , In: Williams, F., J. Popay, A. Oakley, *Welfare Research: A Critical Review*, UCL Press: 2-16.
- 山住勝広, 2017, 『拡張する学校: 協働学習の活動理論』東京大学出版会。

A Consideration of Carol Gould's Agency Theory: Towards Overcoming the Agency Theory that Emphasizes Individuals' Ability to Bring About Change

Aika OKAMOTO*

Key words

Carol C. Gould, agency, freedom as the self-development, conditions, the expression of views and participation

Abstract

This paper examines Carol C. Gould's discussion of agency in relation to the freedom of self-development, with the aim of overcoming agency theory that emphasize the transformative ability of individuals. By doing so, it clarifies the relationship between agency, self-development, and conditions. Recent child and youth policies have posited the expression of their views and participation as one of the significant principles, and have focused on the concept of agency that emphasis the transformative ability of individuals in order to treat children and young people as active agents. However, if the occurrence of change is understood solely in terms of individual ability without adequately considering the social context, the difficulties faced by children and young people who lack such ability may be attributed to their own responsibility, and their voices calling for necessary social support may not be adequately heard. Therefore, it is necessary to understand the concept of agency from the perspective of freedom as the self-development, which is different perspective from the position that views agency solely in terms of the ability to bring about change. The agency discussed by Gould represents the individual elements aimed at realising self-development, which is a universal aspect based on each person's human beings. By understanding the concept of agency in this way, it is possible to respect the voices of individuals aiming at self-development and identify the necessary social conditions. Child and youth policies should adopt measures that respect the voices of individuals seeking to realise their self-development.

* Graduate School of Education, Hokkaido University